

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# IASB が IFRS 第 9 号と IFRS 第 4 号を置き換える 保険契約の新基準との発効日の相違に関する懸念 に対処するために IFRS 第 4 号の修正を提案

### 目次

- ・ 修正が提案された理由
- ・ 修正案の内容
- ・ 経過措置およびコメント期間

### 要点

IASB は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約を発行することが大半を占める主要な (predominant) 活動である企業に対して、IFRS 第 9 号の適用を一時的に延期し、IAS 第 39 号を継続して適用する選択肢を提案する公開草案を公表した。

IFRS 第 9 号の適用延期の提案には、2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度より前までか、保険契約の新基準の発効日がそれよりも早い場合にはその日より前まで延期を認める「サンセット条項」が含まれる。

「大半を占める主要」な活動の条件は制限的であることが意図されており、特定の時点で負債の総額に対する保険契約負債の割合に基づき報告企業レベルで評価される。公開草案は、負債の 75%のみが保険契約負債である場合には、「大半を占める主要」の条件を満たさないと記述している。

IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約を発行するすべての企業は、包括利益計算書上で適格な金融資産の表示に「上書きアプローチ (overlay approach)」を適用するという選択肢も有する。このアプローチでは、IAS 第 39 号であれば純損益を通じて公正価値 (FVTPL) で測定されないが、IFRS 第 9 号では FVTPL で測定される金融資産の影響を純損益から除去し、代わりにその他の包括利益に表示することとなる。

IFRS 第 9 号の適用の一時的な免除は、IFRS 第 9 号の強制発効日と合わせて 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、上書きアプローチの修正は最初に企業が IFRS 第 9 号を適用する際に発効することとなる。

本提案は、IFRS 初度適用企業には適用されない。

本修正案へのコメントは、2016 年 2 月 8 日まで募集される。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## 修正が提案された理由

本修正は、金融商品と保険契約の新基準との発効日の相違に対する保険業界の懸念を緩和することが意図されている。IFRS 第 9 号「金融商品」は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用されるが、保険契約の新基準は、公表された際には、公表日よりおよそ 3 年間の移行期間を設けることとされており、その発効日は少なくとも IFRS 第 9 号が適用される 2 年後となると考えられる。短期間における変更作業の量およびコスト、保険契約の新基準との同時適用なしに IFRS 第 9 号を適用することによる財務諸表のボラティリティを説明することの困難さ、保険契約の新基準に先行して IFRS 第 9 号の分類および測定要件を適用することの困難さが、作成者によって挙げられた懸念である。

本修正を提案するにあたり、IASB は、IFRS 第 9 号の適時の適用がもたらす比較可能性と重要な会計処理の改善による便益とをバランスさせつつ、これらの懸念に対処することを意図した。

## 修正案の内容

### IFRS 第 9 号の適用延期の選択肢

公開草案は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約を発行することが「大半を占める主要な活動」であり、かつ、これまでどのバージョンの IFRS 第 9 号も適用していない企業に対し、IFRS 第 9 号の適用開始を保険契約の新基準の適用までか、遅くとも 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度まで延期する選択肢を提案している。

そのような企業は、しかしながら、FVTPL に指定された負債の利得および損失のうち企業自身の信用リスクの変動から生じた部分をその他の包括利益に表示するという IFRS 第 9 号の要求事項のみを適用することは許容される。「大半を占める主要な活動」として保険契約を発行する企業が、これまで IFRS 第 9 号の当該要求事項のみを適用している場合にも、延期の選択肢に適格となる。

本免除規定に適格であるために、報告企業は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約の発行が「大半を占める主要な活動」かどうかを、そうでなければ IFRS 第 9 号を適用しなければならない日において判断する必要がある。この評価は、企業の負債の総額に対する、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約（保険契約および一定の投資契約）より生じる負債の割合に基づく。当該評価は、（単一の法的企業でも連結グループであれ）報告企業レベルで行うことが提案されている。「大半を占める主要」の条件に該当する場合、企業は金融資産の減損を発生損失モデルを用いて評価することを含め、すべての金融商品を IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を継続して適用する選択肢を有することとなる。

公開草案をドラフトするにあたり、IASB は、保険者全体を対象とすることよりも、重要な銀行事業または資産管理事業に係る負債を有する保険グループに IFRS 第 9 号の適用を延期させないことに重きを置いた。定量的閾値は設けられていないが、負債総額に対する保険の割合が 75%である場合、「大半を占める主要」の条件を充足しないことが、公開草案の結論の根拠に記述されている。

## 見解

「大半を占める主要」であることを評価するために用いられる、負債総額に対する保険の割合は、特定の日に存在する残高に影響を受ける。評価についての提案は、単一の割合に基づいており、適用は容易であるが、多くの保険者にとって多くの理由によりテストをパスすることが困難となるであろう。例えば、企業の負債総額が、資金調達構造により影響を受ける程度（例えば、自己資本の代わりに金融負債として分類される劣後資本の利用は、保険者の「大半を占める主要」条件を希薄化することとなる）、または、他の負債または他の保険者と比較した保険負債の決済のスピード（例えば、保険者が保険契約から生じる請求権を他の負債より速く決済する場合、保険負債は高い割合とならないかもしれない）を考慮していない。

延期の免除規定の要件を充足しないグループ内には、「大半を占める主要な保険」子会社が存在するかもしれない。IFRS 第 9 号の適用を延期する選択肢が個別企業レベルで選択された場合、グループレベルでの修正を行う必要がある。

当初の評価以降、企業構造に実証可能な変更があった場合にのみ、その後の各報告期間の末日において「大半を占める主要」の条件を再評価することとなる。「大半を占める主要」の要件をもちや充足しない企業は、次の事業年度の期首から IFRS 第 9 号を適用しなければならない。公開草案はまた、企業がその後のどの事業年度の期首からでも IFRS 第 9 号の適用延期の中止を選択することを許容することも提案している。

比較可能性を担保するため、当該免除規定を適用する企業は、少なくとも IFRS 第 9 号で要求される分類判定を前提とした広範な開示を作成する必要がある。しかしながら、これらの開示は、新しい IFRS 第 9 号の要求事項に基づく減損損失の表示を要求していない。

#### 「上書きアプローチ(overlay approach)」を用いて適格な金融資産の公正価値の変動を表示する選択肢

多くの保険者が IFRS 第 9 号の適用を延期できないという事実に対処するため、公開草案は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約を発行するすべての企業が、適格な金融資産の公正価値利得および損失のうち、IFRS 第 9 号の初度適用時に純損益に認識されていたであろう一部を、その他の包括利益に表示する選択肢を提供している。当該選択肢は、IFRS 第 9 号の適用開始時か、または、これまで FVTPL に指定された負債の利得および損失の表示に関する IFRS 第 9 号の要求事項のみを適用していた企業が IFRS 第 9 号を適用する時にのみ、利用可能とすることが提案されている。

適格な金融資産は、保険契約(または、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる投資契約)に関連していると指定されたものであり、かつ、IAS 第 39 号では FVTPL で測定することが要求されていないが、IFRS 第 9 号により FVTPL で測定することが要求されるものである。

本提案では、IFRS 第 9 号で純損益に表示される金額と、IAS 第 39 号で純損益に表示されたであろう金額との差額を、純損益からその他の包括利益に分類変更することとなる。

#### 見解

上書きアプローチは、保険契約に関連するもので、IFRS 第 9 号を適用した場合にのみ FVTPL で測定される金融資産に適用される。言い換えると、IFRS において今や保険負債の裏付けとなる資産が特定可能であり、上書き調整(overlay adjustment)の計算に当該概念を用いていることを IASB が認めた。上書きアプローチの適用範囲として識別された金融資産の残高は、各報告日において追跡する必要がある。このことは、上書き調整を生じさせると指定された適格な金融資産それぞれに関して、2 つの会計記録(IAS 第 39 号および IFRS 第 9 号)を作成し維持することを意味する。保険契約と金融資産の関係も一定期間にわたりレビューする必要がある。

公開草案は、IFRS 第 9 号の最初の適用時にのみ上書きアプローチの適用を許容している。しかしながら、IFRS 第 9 号の最初の適用以降に上述の関係に変更があった場合には、上書きアプローチを適用する企業は、既に認識されている金融資産を IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約に関連するものとして新たに指定する(したがって、上書き調整の算出に当該資産を含める)ことができる。新たに指定された金融資産の指定日における公正価値が、この算出の目的における新たな償却原価の金額となる。指定日から次の報告日まで純損益に認識された利得または損失は、その他の包括利益に分類変更されることとなる。

金融資産が上書きアプローチに適格であるという指定の解除は、当該金融資産と IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約との関係に変更がある場合のみとすることが提案されている。指定解除された金融資産のその他の包括利益に繰り延べられた利得または損失は純損益にリサイクルされ、これらの資産は指定解除日より、上書き調整を生じさせることなく、FVTPL で認識および測定されることとなる。

企業は、どの事業年度でも期首において、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、会計方針を変更し、上書きアプローチの適用を中止することができる。同様に、企業は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約をもちや発行しない場合、上書きアプローチの適用を中止することとなる。上書きアプローチの使用は、一旦中止すると、事後に再開することができない。しかしながら、一時的に適格な資産がないことは、上書きアプローチの適用の中止には該当しない。

#### 見解

上書きアプローチの適用は、会計方針の選択として提案されているものの、個別の金融資産に対して適用可能である。逆に、上書きアプローチの中止は、指定された金融資産すべてに影響することとなる。個別の金融資産は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約との関係に変更がある場合にのみ、指定解除が可能である。

公開草案は、上書きアプローチによる分類変更の調整額の財務諸表本体での最適な表示方法を示していない。純損益からその他の包括利益への分類変更総額は財務諸表本体に表示されることとなるが、個別の表示項目ごとの影響は財務諸表本体または注記のいずれかに表示することが可能である。上書きアプローチでの分類変更の計算方法についての説明と、新たに指定または指定解除された資産に関して、表示期間にわたって比較可能性を持たせるような追加的な開示が提案されている。

## 見解

上書きアプローチを適用する企業は、上書きによる分類変更調整額を、どのように最適に財務諸表本体および注記において表示するかを検討する必要がある。

## 経過措置およびコメント期間

IASB は、IFRS 第 9 号の適時の適用が必須事項であると認識した上で、本修正案をすでに IAS 第 39 号および IFRS 第 4 号を適用している企業に対する一時的な救済措置として検討した。その結果、公開草案で提案された修正は、IFRS の初度適用企業には適用されない。なぜなら、IFRS 第 9 号が金融商品基準の最新版であること、および、初度適用企業に適用された場合は既存の IFRS 報告企業と同じ方法で 2 つの異なる基準に基づいて 2 種類のデータを追跡することが必要となるためである。

提案された延期アプローチは、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。既存の IFRS 第 9 号の経過措置は、延期アプローチの適用を中止することを選択または要求された企業に対して適用されることとなる。

提案された上書きアプローチは、企業が IFRS 第 9 号を最初に適用する際に遡及的に発効することとなる。適格な金融資産に関して、IFRS 第 9 号を適用することにより算定された公正価値と IAS 第 39 号での帳簿価額との差額はその他の包括利益の期首累積残高で調整される。比較情報の修正再表示は IFRS 第 9 号の取扱いに従うこととなり、企業が IFRS 第 9 号で比較情報を修正再表示する場合にのみ、上書きアプローチを反映するために比較情報を修正再表示することが許容される。

## 見解

基本的に、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約を有する報告企業は、金融資産に関して以下の 3 つの異なる会計処理モデルを有することが可能となる。

- 「大半を占める主要」条件を充足する報告企業に関して、IAS 第 39 号を継続して適用する
- 上書きアプローチと合わせて IFRS 第 9 号を適用する
- 上書き調整なしで IFRS 第 9 号を完全適用する

IASB は、IFRS 第 4 号の修正案に対するコメントを 2016 年 2 月 8 日まで募集している。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。